

## ○中井町交通指導隊設置条例

昭和44年3月12日

条例第8号

### (交通指導隊の設置)

第1条 町内における道路交通の安全と交通道徳の普及高揚をはかるため、交通指導隊を置く。

### (職務)

第2条 交通指導隊員は、次に掲げる職務を行う。

- (1) 交通指導に関すること。
- (2) 交通関係法令及び注意事項の周知徹底に関すること。
- (3) 交通道徳の普及高揚に関すること。
- (4) 交通安全施設の保持に関すること。
- (5) 関係官庁及び関係団体との連絡に関すること。
- (6) 講習会及び研究会の開催に関すること。
- (7) その他道路交通の安全に関すること。

### (定数)

第3条 交通指導隊員の定数は、20名以内とし、うち10名以内は、女性とする。

### (任命)

第4条 交通指導隊員は、次の各号に掲げる事項に該当すると認めたもののうちから、町長が任命する。

- (1) 町内に在住するもので、社会的に信望のあるもの。
- (2) 交通安全に深い关心をもち、その職務を行うに必要な熱意と能力をもつもの。

### (役員)

第5条 交通指導隊に次の役員を置く。

隊長 1名

副隊長 2名

2 隊長は、隊務を総理し、副隊長は隊長を助け隊長に事故あるとき、又は欠けたときはこれを代理する。

3 役員は、隊員の互選とする。

### (任期)

第6条 交通指導隊員の任期は2ヶ年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の交通指導隊員の任期は前任者の残任期間とする。

(服務)

第7条 交通指導隊員は、相互に密接な連絡及び協力をしなければならない。

2 交通指導隊員は、その職務を行うに必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

3 交通指導隊員は、その職務の信用を傷つけその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(招集)

第8条 交通指導隊員は、隊長が必要と認めたとき招集する。

(庶務)

第9条 交通指導隊の庶務は、地域防災課において処理する。

(補則)

第10条 この条例に定めるもの外必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、昭和44年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年条例第8号）

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年条例第10号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和56年5月1日から適用する。

附 則（昭和63年条例第3号）

この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

附 則（平成2年条例第2号）

この条例は、平成2年4月1日から施行する。

附 則（平成4年条例第5号）

この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成6年条例第4号）

この条例は、平成6年4月1日から施行する。

附 則（平成7年条例第5号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成7年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第2号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成16年条例第13号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年条例第16号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年条例第5号）

この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成28年条例第13号）抄

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年条例第15号）抄

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。